

番号	1.
項目	<p>大規模災害が発生した際、透析患者が透析施設に通院するための手段を確保してください。</p> <p>透析患者は交通手段が寸断されても透析を受けるため週3回以上の通院をしなければなりません。通院手段の確保が必要です。通院している透析施設または自宅（居所）が被災し遠方での透析を余儀なくされた場合、移動手段と宿泊先等を確保してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>災害時においては、医療機器への依存度が高いなど、緊急を要する方に対しては、区災害対策本部より医療機関の情報を提供するとともに、大阪市災害対策本部は、大阪府等と連携し、広域的な医療機関の情報を収集して、治療が滞ることのないよう調整を図ることとしています。</p> <p>なお、透析患者の方々におかれては、あらかじめ避難先に近い透析施設をお調べいただくなど、災害に備えていただきますようお願いいたします。</p>	
担当	<p>健康局 総務部 総務課 電話：6208-9892</p> <p>健康局 保健所 保健医療対策課 電話：6647-0679</p> <p>危機管理室 危機管理課 電話：6208-7380</p>

番号	2. ①
項目	<p>大規模災害が発生した際、避難所等に透析患者が避難する場合は、透析患者の特徴を理解し十分に配慮してください。</p> <p>食事制限（塩分、カリウム、タンパク質、リンの摂取制限）を必要とするため、配給される食糧や飲物について配慮をお願いします。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では「自主防災活動マニュアル資料編」や「避難所開設・運営ガイドライン」において、物資等については避難者のニーズを把握し、必要と認められるものについては、区役所と連携して調達し配給することや、食料の原材料表示を示した包装などを掲示し、避難者が確認できるようにするなど可能な範囲で注意喚起や情報提供をすることとしています。</p> <p>避難所等に透析患者が避難される場合は、配慮に努めてまいります。大規模災害発生直後は十分に対応できないことも考えられますので、「自助」の取り組みとして必要物資の備蓄をしていただくなど、ご自身での災害に対する備えにも取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課</p> <p>電話：6208-7380</p>

番号	2. ③
項目	<p>大規模災害が発生した際、避難所等に透析患者が避難する場合は、透析患者の特徴を理解し十分に配慮してください。</p> <p>ウイルスや細菌などに対する抵抗力が弱く感染症を併発すると重症化しやすい傾向にあるため対策をお願いします。</p>
<p>(回答)</p> <p>大規模災害が発生した際は、迅速・的確な医療活動を行えるよう、避難所等の体制を整備するとともに、医療機関の受け入れ状況を把握し、市内医療機関で対応が困難な場合等は、大阪府をはじめとする関係機関と連携しながら適切な対応に努めてまいります。</p> <p>また、避難所内におけるウイルスや細菌等にかかる感染症のまん延防止、及び重症化の防止を図るために、手洗い・うがい・咳エチケットなどの予防行動について注意喚起の貼り紙をするなど、広く周知いたします。</p>	
担当	<p>健康局 保健所 感染症対策課 電話：6647-0656</p> <p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：6208-9951</p>

番号	3.
項目	<p>大規模災害が発生した際、透析施設の情報透析患者・家族等に十分に伝わるよう配慮してください。</p> <p>大規模災害の際は、避難所・自宅（居所）等の居場所を問わず透析患者・家族等に透析施設や透析の実施状況等の情報が十分に伝わるよう配慮してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大規模災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するためには医療機関の状況把握が肝要であり、大阪府等と十分に連携を図りその把握に努めるとともに、医療機関の活動状況について、テレビ、ラジオ、ホームページ、避難所等での掲示など、多様な情報提供手段の活用を図り、迅速かつ適切に情報提供に努めてまいります。</p>	
担当	<p>健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0679</p> <p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951</p> <p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7363</p>

番号	4
項目	<p>大規模災害が発生した際、貴自治体内にある透析施設の、速やかなインフラ（水道・電気等）の復旧に努めてください。</p> <p>透析を受けるためには、電気とともに<u>患者1人に対し1回約120リットルの水が必要</u>です。<u>透析施設への水の供給が止まった場合、透析を受けることはできません。</u>電気の供給が止まった場合も同様です。最大限のご配慮をお願いします。</p>
<p>(回答)</p> <p>【水道について】</p> <p>地震等の災害により断水した場合には、病院等の重要施設（人工透析施設を備えた医療機関を含む）に対し、優先的に給水車により応急給水を実施することとしています。また、同時に、被災・漏水した市内水道管や浄水場など水道施設の復旧作業を行い、病院等の重要施設へ繋がる水道管については優先的に復旧に取り組むこととしています。</p> <p>【電気について】</p> <p>大阪市地域防災計画（R5.4）では、ライフラインの復旧について定めており、電気につきましては、関西電力株式会社が次の内容により、取り組むこととなっております。</p> <p>（大阪市地域防災計画<資料編>（R5.4）より抜粋）</p> <p>電気施設の災害応急対策（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）</p> <p>災害時における応急工事</p> <p>① 応急工事の基本方針</p> <p>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。</p> <p>② 応急工事基準</p> <p>災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</p> <p>a. 火力発電設備</p> <p>共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</p> <p>b. 送電設備</p> <p>ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</p> <p>c. 変電設備</p> <p>機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</p> <p>d. 配電設備</p> <p>非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。</p> <p>e. 通信設備</p> <p>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。</p>	

担当	水道局 総務部 総務課	電話：06-6616-5513
	危機管理室 危機管理課	電話：06-6208-7384

番号	5.
項目	<p>災害時における患者会と自治体との連絡網を整備するとともに、日頃から問題点の把握と情報共有をするための協議の場を設けてください。</p> <p>貴自治体の担当窓口（担当者）の公開をお願いするとともに、定期的に患者団体との連絡会を開催し日頃から問題点の把握と情報の共有ができる体制を整備してください。</p>
<p>（回答）</p> <p>問題点の把握等について、本市では、団体との協議や意見交換に関しまして、全市的に統一した組織的な取扱いを行うこととし、より一層の透明性の確保と公平・公正な取扱いを期するとともに、団体との円滑かつ効果的な意見交換を行うために「団体との協議等のもち方に関する指針」を策定しており、今後も同指針の定めるところにより対応してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>健康局 総務部 総務課 電話：06-6208-9892</p> <p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7363</p>